**淡路市高齢者補聴器購入補助金事業**

**～　補聴器の購入費用を補助します　～**

**〇目的**

聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者に補聴器の装用を促進し、高齢者の社会参加及び地域交流を支援するため、高齢者に対して補聴器の購入費用の一部を補助します。

**〇補助対象者（以下のすべての要件を満たす方）**

　①市内に住所を有する６５歳以上の方

　②聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方

③中等度難聴（40db～70db）で、身体障害者手帳の交付対象にならない方

　　※70 db未満でも身体障害者手帳の交付対象になる場合があるので、医師と相談してください。

　④耳鼻科の医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明（医師意見書）を受けた方

　⑤市税等、市の徴収金を滞納していない方

**〇補助内容** 1人1回限り

　補助対象経費の1／２（１００円未満切り捨て）と上限４０，０００円と比較して、いずれか少ない額です。

　　※補助対象は管理医療機器としての補聴器本体と付属品（イヤモールド、充電器のみ）

集音器は対象外

※片耳、両耳問わず上限は40,000円

　　※故障、修理、メンテナンスなどは対象外

　　※補助決定を受けた年度内に購入し、請求してください。

※申請前に購入されたものは補助対象外です。

【裏面もあります】

**申請から補助までの流れ**

**①申請書類の取得**

　　　長寿介護課または各事務所窓口で、申請書と医師意見書用紙（市指定の様式）をお渡しします。

**②耳鼻咽喉科の受診**

　　　耳鼻咽喉科を受診し、医師に補聴器の使用が必要と認められたときは、医師意見書に記入を受けてください。

　 ※受診料・検査料・文書料等は自己負担です。

**③見積書の取得**

 　補聴器販売店で相談して、購入する補聴器の見積書を取得してください。

　　　　※補聴器販売店は、認定補聴器専門店または認定補聴器技能者の在籍する店舗に限ります。

**④申請・決定**

　　ア　申請書・医師意見書・見積書の３点を

長寿介護課または各事務所に提出してください。

（医師意見書の作成から３ヶ月以内を目途）

　　イ　市から補助金決定通知書と請求書用紙が届きます。

　　　 ※補助決定通知書が届くまでは補聴器を購入しないでください。

**⑤購入**

　　ア　補聴器を購入し、購入店舗から領収書をもらってください。

　　　　※宛名は対象者本人に限ります。

　　イ　請求書と領収書の2点を、長寿介護課または各事務所に提出してください。

　　　　※振り込みは原則、対象者本人名義の口座ですが、事情がある場合は、ご相談ください。

　　　　※市の補助金決定通知書の発行のあった年度内に補聴器を購入してください。

**⑥補助金振込**

　　対象者（受給者）本人名義の指定口座に補助金を振込みます。

【お問い合わせ先】

淡路市役所　健康福祉部　長寿介護課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL：0799-64-2511　　　FAX :0799-64-2529